

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金
交付規程（V2H 充放電設備・外部給電器）

制定 令和6年6月19日

(通則)

第1条 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（V2H 充放電設備・外部給電器）（以下「補助金」という。）の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付要綱（20231201財製第7号）（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第24条第1項の規定に基づき、一般社団法人性世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、V2H 充放電設備及び外部給電器の導入に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「V2H 充放電設備」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という）から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC 版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものをいう。
- 二 「外部給電器」とは、電気自動車等から電力を取り出す装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2L DC 版」に基づく検定（CHAdeMO V2L protocol 認証）に合格しているもの、又は CHAdeMO 規格対応車両から電力（AC100V 1500W 以上）の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から2車種以上の認定を受けているものをいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 センターは、地方公共団体、その他の法人（独立行政法人を除く。）、個人及び法人格を持たないマンション管理組合が行うV2H 充放電設備及び外部給電器の導入に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）を基に、一定の基準に従って求めた補助金を、センターが別に定める予算額の範囲内において、交付するものとする。この場合において、当該V2H 充放電設備及び外部給電器導入に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。なお、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別紙 暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

- 2 前項の補助金の交付の対象となるV2H充放電設備及び外部給電器は、一定の仕様に基づき量産されるものであって、その製造事業者(当該製造事業者が海外法人である場合にあっては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。)による、仕様又は型式(以下「銘柄」という。)ごとの申請に基づき、あらかじめセンターが承認したものに限る。
- 3 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。なお、補助対象経費及び補助率は、必要に応じて見直す。

(補助金交付上限額及び補助金交付額)

第5条 前条第1項の補助対象経費に係る一基又は一台当たりの補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、設備・機器の銘柄ごと、V2H充放電設備の設置場所区分及び工事の項目ごとにセンターが別に定める。

- 2 前項の設備・機器の銘柄ごとの補助金交付上限額は、センターが前条第2項の設備・機器の承認を行う際に定め、これを公表する。
- 3 補助金交付額の算定方法については、センターが別に定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、センターが別に指定する申請期間内までに、センターが定める様式による補助金交付申請書をセンターに提出(以下「交付申請」という。)しなければならない。

- 2 交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 交付申請が、V2H充放電設備については一つの工事ごとに、外部給電器については1台ごとに、行われていること。
 - 二 国の他の補助金と重複して交付申請していないこと。
 - 三 補助対象経費の中に自社製品の調達分が含まれる場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請すること。
 - 四 申請者が反社会的勢力及びそれに準ずるものではないこと。
 - 五 別表3の申請要件を満たしていること。
 - 六 別表4に定める書類が添付されていること。

(交付の決定等)

第7条 センターは、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、センターが別に定める期間内に交付の決定を行い、センターが定める様式により申請者に通知(以下「補助金交付決定通知」という。)するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 センターは、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 3 申請者は第1項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承認を得ずに、第三者へ譲渡し、又は継承させてはならない。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受ける前において、交付申請を取り下げることができる。交付申請の取下げをしようとするときは、センターに申告又はセンターが定める様式による補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。

- 2 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該通知のもととなった交付申請を取り下げるようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターへ申告又は補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。
- 3 センターは、前二項の申告又は補助金交付申請取下書の提出があった場合は、第6条第1項の交付申請又は前条第1項の交付の決定はなかったものとみなすことができる。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条第1項の補助金交付決定通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターに提出し、センターが定める様式による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。ただし、V2H充放電設備設置の工事における軽微な変更については、変更内容をセンターに申告し、その指示を受けることとする。なお、軽微な変更についてはセンターが別に定める。

- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、第7条第1項の補助金交付決定通知を受けたV2H充放電設備に係る申請者は、当該設備の設置工事が完了し、当該設備及び当該設備の設置工事に係る補助対象経費全額の支払い又は支払い手続きが完了したときは、センターが別に定める日までに、実績報告をセンターにしなければならない。また、外部給電器に係る申請者は、当該外部給電器に係る補助対象経費全額の支払い又は支払い手続きの完了の日から起算して30日以内又はセンターが別に定める日のいずれか早い日までに、センターが定める様式による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表4に定める。

(補助金の額の確定等)

第11条 センターは、前条第1項の実績報告の提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、センターが定める様式により通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 センターは、交付要綱第17条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払があったときは、前条の規定により確定した交付すべき補助金を遅延なく申請者に支払うものとする。

- 2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が実績報告において申告する補助金の支払先に対する振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 センターは、第9条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第1項の交付決定通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 交付決定通知のもととなった交付申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用等をした場合。
 - 三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - 五 申請者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第11条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 センターは、第1項に基づき交付決定を取消したときには、センターが定める様式の補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。
 - 4 センターは、第1項に基づき交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式の補助金返還命令書により、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
 - 5 センターは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
 - 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
 - 7 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付させることができる。

(取得財産等の管理等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したV2H充放電設備、外部給電器及びV2H充放電設備付帯設備等（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。センターは補助金の交付を受けた者に対し必要に応じ取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を求めることができる。

3 センターは、本規程に準じた取得財産等の管理規程を作成して補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

(財産処分の制限等)

第15条 取得財産等については、一定の期間、処分（補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）を制限する。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める。

3 取得財産等のうち、処分を制限するものはセンターが別に定める。

4 前項の規定により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするとときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。センターは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。

5 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

6 第4項及び前項の納付について、納付期限は納付指示の通知日から20日以内とし、納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合は、センターは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

7 センターは、第13条第4項、本条第4項又は本条第5項において、補助金の返還等を命じた者及びそれに準ずる者から新しい申請があった場合は、当該補助金の返納が完了したことを確認するまで、新しい申請の補助金の交付を拒否することができる。

(センターによる調査)

第16条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けたV2H充放電設備及び外部給電器の製造事業者及び申請者（補助金の交付を受けた後を含む。）（以下「申請者等」という。）並びにV2H充放電設備の工事施工会社に対して所要の調査等を行うことができる。

2 申請者等並びにV2H充放電設備の工事施工会社は、センターが必要な範囲内において調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請と協力要請)

第17条 センターは、国の施策に基づき、必要な範囲において申請者等並びにV2H充放電設備の工事施工会社に対して電気自動車等及び充電インフラの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 申請者等並びにV2H充放電設備の工事施工会社は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(予算が不足する場合等の措置)

第18条 センターは、第6条第1項の規定に基づく交付申請の額の累計が、センターが別に

定める予算額を超える又は満たないおそれがあると認めるときは、予算の消化状況を経済産業省へ報告し、政策的観点を考慮した指導のもと、交付の申請期間を見直すことができるものとする。

なお、この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

2 前項の交付の申請期間の見直しに関する必要事項は、センターが別に定める。

なお、この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

(個人情報保護等)

第19条 センター及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第4条第2項の承認を受けたV2H充放電設備及び外部給電器の製造事業者から提供を受けた一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

3 センターは、本事業の実施にあたって提供された個人情報及び秘密情報については、交付要綱第22条第3項における保存期間が経過した際には経済産業大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(その他必要な事項)

第21条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、V2H充放電設備及び外部給電器等の新技術の動向調査、クリーンエネルギー自動車等の普及に向けた調査等を行うことができる。

(附則)

この交付規程は、令和6年6月19日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表1) 補助対象経費の区分及び補助率

事業区分	補助対象経費 の区分	補助率
V2H 充放電設備	設備の購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所区分^(注1)が公共施設／災害拠点： 1／2 以内 ・設置場所区分^(注1)が公共施設／災害拠点以外： 1／3 以内
	設置工事費	定額（1／1 以内） ^(注2)
外部給電器	機器の購入費	1／3 以内

注1. V2H 充放電設備の設置場所区分とは、以下の4つの区分をいい、区分の詳細は別にセンターが定める。

- 1) 公共施設／災害拠点
- 2) マンション等（共用分電盤）
- 3) その他施設
- 4) 個人宅

注2. 定額については、センターが設置工事の内容ごとにセンターが別に定める。

(別表2) 補助金の交付額の範囲

補助金の交付額は、次の区分ごとに定める上限額の範囲内で定める。

区分	補助上限額
V2H 充放電設備（1基当たり）	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所区分が公共施設／災害拠点： 750千円 ・設置場所区分が公共施設／災害拠点以外： 300千円
V2H 充放電設備の設置工事費（1基当たり）	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所区分が公共施設／災害拠点： 950千円 ・設置場所区分が公共施設／災害拠点以外： 150千円
外部給電器	500千円

(別表3) 補助金の交付申請要件

次の要件をすべて満たすこと。

【V2H 充放電設備】

- ①V2H 充放電設備（中古を除く。）の発注及び設置工事の施工開始は交付決定日後であること。
- ②補助対象経費の支払は交付決定日後であること。ただし、前払い金等の一部の支払については交付決定日前でも可とする。
- ③補助対象経費の支払方法は原則として金融機関振込とすることに同意していること。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売、ローン契約、クレジット契約を利用した支払等によるものは

認めないものとする。ただし、申請者が個人かつV2H充放電設備の設置場所区分が個人宅の場合は、割賦販売、ローン契約、クレジット契約を利用した支払いを可とする。

④リースの場合は、リース会社が申請者となり、リース期間は原則処分制限期間以上であること。かつ、補助金は一旦リース会社に交付されるため、リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。

⑤申請者は、V2H充放電設備の所有者であり、かつ当該設備の給電対象施設の使用権を有する者であること。ただし、リースのV2H充放電設備の場合は、申請者はリース会社であり、かつリース使用者が給電対象施設の使用権を有する者であること。

⑥申請者は、V2H充放電設備を設置する土地の使用権を有する者であること。ただし、リースの場合は、リース使用者が、当該設備を設置する土地の使用権を有する者であること。

⑦申請者は、申請するV2H充放電設備の設置に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。また災害時等に、申請するV2H充放電設備の利用について国・地方公共団体から要請があつた場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。

⑧申請者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）によって法人番号の指定を受けた者にあっては、補助金の交付を受けた場合には、その情報が国のgBizINFOサイトにおいて公表されることを了承すること。

⑨センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること

⑩申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。

イ 補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負させ、又は委託してはならない。

ロ 契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。

ハ 契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることが可能のこととする。

ニ センターは、申請者が前各列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。

ホ 前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、センターは必要な措置を求める能够なものとする。

⑪設置可能なV2H充放電設備は、設置場所区分が公共施設／災害拠点の場合は複数基とし、公共施設／災害拠点以外の場合は1基に限るものとする。

⑫設置場所区分が公共施設／災害拠点のうち、災害拠点へのV2H充放電設備設置事業の申請にあっては、地方公共団体等との間で災害時の人的・物的支援に関する協定（「災害協定」「防災協定」など）が締結されていること。

⑬設置場所区分が個人宅へのV2H充放電設備設置事業の申請にあっては、電気自動車等を保有

していること。ただし、購入のための発注が完了している場合は、第10条第1項に規定する実績報告において、電気自動車等の保有を報告することで可とする。

⑭設置場所区分がマンション等（共用分電盤）の場合は、マンション等であることを証する書類の提出が可能のこと。

⑮設置場所施設が分譲済のマンション等の場合は、V2H充放電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていること。

【外部給電器】

①交付決定日後に発注される外部給電器（中古を除く。）であること。

②購入費の支払いは、全額を一括で支払うか、又は全額支払いの手続きを完了させること。ただし、手形を除く。

③リースの場合は、リース会社が申請者となり、リース期間は原則処分制限期間以上であること。かつ、補助金は一旦リース会社に交付されるため、リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。

④申請者は、外部給電器の購入者であること。ただし、リースの外部給電器の場合は、申請者はリース会社であること。

⑤申請者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）によって法人番号の指定を受けた者にあっては、補助金の交付を受けた場合には、その情報が国のgBIZINFOサイトにおいて公表されることを了承すること。

⑥申請者は、申請する外部給電器の所有に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。また災害時等に、申請する外部給電器の貸与について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。

⑦申請者は、センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること

（別表4）申請に必要な添付書類

【V2H充放電設備】

●交付申請時

1. 申請者を確認する書類

①法人（地方公共団体を除く。）にあっては、商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書（写し）又は現在事項証明書（写し））（発行から3カ月以内のもの）及びセンターが別に定める役員名簿

②申請者が個人の場合は、本人確認書類（免許証（写し）、住民票（写し）等）

③申請者がリース会社の場合は、リース会社自身に関する上記①の書類、及び、当該V2H充放電設備の使用者（地方公共団体を除く。）に関する上記①の書類

④認可地縁団体にあっては、地方公共団体が発行する認可地縁団体台帳（写し）

⑤マンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあっては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、住民票等）（写し）

⑥V2H充放電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とするこ

とを証する書類の写し（上記③の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等で代替することも可）

2. 給電対象施設及び設備設置場所の使用権を確認する書類
3. 申請するV2H充放電設備本体を確認する書類
 - ①申請者宛ての見積書(写し)で、メーカー名、型式、購入価格（予定価格）、購入費の支払条件が明記されていること
4. 申請するV2H充放電設備設置工事を確認する書類
 - ①V2H充放電設備設置工事に係る見積書
 - ②V2H充放電設備の設置場所見取図等（設置場所区分が公共施設／災害拠点以外の場合を除く。）
 - ③設置工事内容が確認できる図面（設置場所区分が公共施設／災害拠点以外の場合を除く。）
 - ④工事着工前の要部写真
5. その他センターが定めるもの

●実績報告時

1. V2H充放電設備購入・設置完了報告書
2. 申請したV2H充放電設備及び設置工事代金の支払い等を確認する書類
 - ①V2H充放電設備代金及び設置工事の代金の支払い証憑（写し）又は全額支払いの手続きが完了していること（注3）を証明する書類（写し）（注4）
 - ②V2H充放電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書（ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）
 - ③V2H充放電設備及びその設置工事をリースする目的で取得するものについては、リース契約書（写し）
 - ④充電設備設置中及び完了後の要部写真
 - ⑤充電設備設置の完了を確認できる図面（設置場所区分が公共施設／災害拠点以外の場合を除く。）
3. その他センターが定めるもの

注3. 「全額支払いの手続きの完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう（以下、【外部給電器】においても同じ）。

注4. 支払証憑（写し）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類（写し）とは、以下の書類をいう（以下、【外部給電器】においても同じ）。

- 1) 申請者自身が支払いを完了した代金については、申請者宛ての領収証（購入者が受領したもの（写し）、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書（写し）（振込金受取書等）等
- 2) ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合は、当該支払方式を合意したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等

【外部給電器】

●交付申請時

1. 申請者を確認する書類

- ①法人（地方公共団体を除く。）にあっては、商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書（写し）又は現在事項証明書（写し））（発行から3ヶ月以内のもの）及びセンターが別に定める役員名簿
- ②申請者が個人にあっては、本人確認書類（免許証（写し）、住民票（写し）等）
- ③申請者がリース会社にあっては、リース会社自身に関する上記①の書類及び当該外部給電器の使用者（地方公共団体を除く。）に関する上記①の書類
- ④認可地縁団体にあっては、地方公共団体が発行する認可地縁団体台帳（写し）
- ⑤マンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあっては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、住民票等）（写し）

2. 申請する外部給電器を確認する書類

- ①申請者宛ての見積書（写し）
メーカー名、型式、購入価格（予定価格）が明記されていること

3. その他センターが定めるもの

●実績報告時

1. 外部給電器購入完了報告書

2. 申請した外部給電器の代金の支払いを確認する書類

- ①交付決定後に新規に発注された外部給電器であることが確認できる書類
 - ・発注日が記された保証書又は納品日が記された納品書（写し）
- ②外部給電器の代金の支払証憑（写し）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類（写し）
- ③リース会社がリース目的で購入した外部給電器の場合は、リース契約書（写し）

3. その他センターが定めるもの